

### 第3回 再生可能エネルギーに関する検討会（議事概要）

日 時：令和5年9月22日（金）13:00～14:35

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：再生可能エネルギーに関する検討会委員8人

（服部富男委員及び三谷哲央委員 欠席）

政策企画部 高島ゼロエミッションプロジェクト推進監

雇用経済部 江藤新産業振興課長

中北新産業振興課副参事兼エネルギー政策班長

環境生活部 中島資源循環推進課長

窪田地球温暖化対策課長

農林水産部 久保村治山林道課長

議会事務局 早川政策法務監兼法務班長 ほか

資 料：事項書

資料1 本日の執行部聴取について

資料2 説明資料（政策企画部関係）

資料3 説明資料（雇用経済部関係）

資料4 説明資料（環境生活部関係）

資料5 説明資料（農林水産部関係）

資料6 有識者プロフィール

#### 津田座長

それでは、ただいまから第3回再生可能エネルギーに関する検討会を開会いたします。

なお、本日は、服部富男委員、三谷哲央委員が欠席されますので、御了承願います。

本日は、再生可能エネルギーに関する県の施策の現状等について執行部からの聴取調査を行います。

まず、調査の進め方について御説明いたします。

お手元に配布の資料1を御覧ください。

はじめに、政策企画部及び雇用経済部から資料2及び資料3について説明を受けた後、政策企画部及び雇用経済部に対する質疑の時間を取り、執行部を入れ替え、環境生活部及び農林水産部から資料4及び資料5について説明を受けた後、環境生活部及び農林水産部に対する質疑の時間を取ることにしますので御了承願います。

また、聴取調査を終了した後、委員間討議を行いたいと思いますので、よろしくお

願いたします。

執行部の出席者につきましては、役職等を限定せず、詳細な説明ができる職員に出席を求めていますので、御了承願います。

それでは、当局より説明願います。

## 高島ゼロエミッションプロジェクト推進監

それでは、項目1の「地産地消エネルギーシステム」にかかる地域活性化プロジェクトについて、項目2、洋上風力発電に関する取組についての(1)港湾法に基づく基地港湾の指定に向けた取組について、引き続き御説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。まず、私どもの方で「ゼロエミッションみえ」プロジェクトというものに取り組んでおりますが、普段皆様が所属される常任委員会が異なりますので、昨年度末に決めましたゼロエミの推進方針について、再生可能エネルギーの導入利用促進を柱の一つとしておりますので、最初に御紹介させていただきたいと存じます。ゼロエミッションプロジェクトにつきましては、カーボンニュートラルの取組を地域経済の活性化につなげようとする取組を行いまして、再エネも先程申し上げたように、柱の一つとして取り組んでいるところでございます。資料1ページは抜粋したものを御紹介させていただくんですけども、現状をまとめております。

まず、1ページ目は、国の方の動きを書いております。国のエネルギー基本計画におきまして、再エネの導入であったりとか、地域の地産地消につきましても促進をしているところでございます。

また、②でございますが、特に洋上風力発電につきましては、中程にございますけれども、2019年4月に施行されました、いわゆる再エネ海域利用法におきまして、洋上風力発電のために事業者が長期にわたって海域を占有できる仕組みの制度上の担保であったり、協議会を通じまして、漁業関係者や船舶運航事業者といった関係者と地元で調整する仕組み、枠組みを定められたところでございます。

続きまして、2ページおめぐりください。三重県につきましても新エネルギービジョンにおきまして、同様に再エネの導入であったり、地産地消型のエネルギーシステムの導入を進めているところでございます。現状⑤のところでございますけれども、太陽光発電につきましても、風力発電につきましても全国上位の普及が進んでいるというところでございます。

ただ一方で、⑥にございますけれども、そういった中で、更に適地が減少する中でも新たな発電設備の開発が進んでおりますので、環境への影響とか、土砂災害等の発生が懸念されまして、住民による反対運動が起こっている事例もあるところでございます。再エネの導入促進に当たりましては、法令、条例遵守はもとより、地域住民の暮らしへの配慮や自然環境の保全、生物多様性を確保するなど、地域との共生を図る

ことが大事であるとともに、地域経済の活性化に寄与することが重要となるという考えで進めていきたいと考えております。

そういった流れの中で、ゼロエミッションみえプロジェクトとしまして、3ページでございますが、プロジェクトでの取組により目指す姿としまして、洋上風力発電につきましては、促進区域の指定に向けた取組であったり、基地港湾について調査、検討結果を踏まえた取組が行われていること。また、再生可能エネルギーの特性を生かした地域経済の活性化に向けた取組が進んでいる状況を目指して取り組んでまいりたいと考えております。まず最初の御紹介の方は以上でございます。

資料9ページまで飛んでいただけますでしょうか。恐れ入ります。こちらは今年度の当初予算の報道発表資料でございますが、私どもとしましてはゼロエミッションプロジェクトの中で、この再生可能エネルギーの特性を生かした地域経済の活性化プロジェクトの調査の方を今年度行っておりまして、項目1、項目2についてはその調査の内容について御説明したいと考えております。

事項1の方につきましては、左側の地産地消型エネルギーシステム関連の方でございます。従来は火力発電所等から大規模に電気を作りまして、地域に流すような仕組みでもってやってきておりますけれども、現在、再生可能エネルギーの導入が進みますと、左側にありますように、いろんな形で地域で再生可能エネルギーが作られ、その地域で実際に学校、住宅、工場等で使用していくというような仕組みになってくるだろうと言われておりまして、その中で、地域で電力をコントロールすることでも大事になってくる。エネルギーマネジメントが大事になってくるということで、そういったところから新たなビジネスチャンスも生まれるだろうと考えております。そういったところについての調査を行っておるところでございます。

2つ目の方は、洋上風力関連の2つ目のチョボで書いてございますけれども、洋上風力発電設備の設置や維持管理の際に必要な基地港湾につきまして、県内港湾施設に係るポテンシャル調査の方を調査しておるところでございます。

次をめぐりいただきまして11ページでございます。項目1について御説明いたします。先程申し上げましたように、地域経済活性化に向けた地産地消型エネルギーシステム導入調査を業務として実施しておりまして、委託先が決まったところでございます。そちらの業者とただいま調整しておりまして、調査をしっかりと進めてまいりたいと考えておるところでございますが、具体的にどのような調査をするのかというのを11ページの方にまとめております。

まず左側からですが、地域におけます賦存量やポテンシャルを整理することによって、太陽光や風力発電などの再エネを種類別に市町村別に整理していこうと考えております。一方で、地域の電力需要につきましても同様、市町村別に整理してまいりたいと考えております。その間にコントロールするエネルギーマネジメントに係る

課題の整理ということで、いろんな研究、開発が進んでおりますので、課題や解決策を整理させていただきたいと思っております。最後に、先進事例の整理ということで、国内で実施されている例であったりとか、県内で進みつつあるシステムの導入につきまして、事例を収集、整理したいと考えております。

そういった内容を踏まえまして、最後に三重県内におきまして導入・発展しやすい地産地消型エネルギーシステムがどんなものであることを検討し、提案をしていただくという形で業務の方を進めていきます。

具体的な成果ですけれども、おめくりいただきますと、12 ページに三重県の地図が書いてありますが、現状の再エネのポテンシャルについては一定情報もございますので、現時点での情報を踏まえた中で、バイオマスとか風力のようなエネルギー別に、例えばバイオマスでしたら津とか松阪の辺りの山間部という地域的なものの特性が表れます。また、風力も、洋上も含めまして伊勢志摩地域で盛んでございますので、こういった地域において、モデル的な情報を提案していただけるのかなというふうに期待しておるところでございますし、また、県が実行するということから、こういった地域、地域を更につないでいくような県全体でのコントロールなんかも想定しながら調査の方をしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

次、13 ページでございますが、項目 2 の基地港湾に係ることについてでございます。こちらにつきましても、県内港湾の基地港湾に係るポテンシャル調査というものを実施、こちらについてはいたしまして完了しております。内容は、現状におけます港湾の状況であったり、計画を精査しまして、基地港湾に係るポテンシャルがどうなるかっていうことを整理しているものでございます。

以下、報告書を抜粋したものを御案内させていただきます。まず 13 ページですけれども、基地港湾にかかる法律上の整理です。御存知のとおり、港湾法という法律で基地港湾については定められておりますが、四角囲みの 2 段目にあります、港湾法施行規則第 1 条の 10 でございますけど、基地港湾の指定にかかる規定がこちらに記載されております。1 号にございますように、拠点となるにふさわしいということで、主にスペックを備えているかどうかということが判断材料の一つになります。2 目目が 1 以上の再エネ海域利用法の許可事業者の工事で利用されるということが見込まれること。3 号としまして、2 以上の許可事業者ということで、先程の再エネ海域利用法以外にももう 1 事業者がこの港湾を利用するということが見込まれることが要件になってございます。

おめくりいただきまして 14 ページなんですけれども、現在、基地港湾の指定については、国内で 5 港の港が指定を受けております。新潟港が今年度一番新しく指定を受けまして、まだちょっと情報が整っておりませんので、それまでに受けております能代港、秋田港、鹿島港、北九州港、この 4 港について現状の調査、スペック、概要を

整理しまして表にさせていただいております。御覧いただきますように、延長が200メートル前後、水深がマイナス10メートル以上、面積が概ね8ヘクタール、そういった広さが必要であり、一番下のところにありますように、最大利用可能面積ということで、後程も御説明しますが、実際の利用としては20ヘクタールぐらいの広さが必要であるということがまとめられてございます。

また、先程のページで要件のことを御説明させていただいたんですけども、具体的に例を申し上げますと、2つ目にある秋田港を例にいたしますと、こういった先程申し上げたようなスペックを有しております。それで、ラウンド1の方で秋田港沖の箇所がございますので、三菱商事をグループとする事業者が工事に使うことが決定しております。また、既に今年から丸紅を中心とします、洋上風力事業が始まっておりまして、秋田港湾区域内におきまして始まっております。そういった2事業者が使うということで基地港湾の指定を受けているところでございます。

次、15ページでございますが、今度は基地港湾を作るときに使う洋上風力のスペックについて御説明させていただきます。どういう洋上風力を想定しているかということでございますが、着床式と浮体式という2つの方式がございまして、まずは着床式の方について御説明させていただきます。現在、先程申し上げましたラウンド1につきましては、13メガワットの発電能力を持った洋上風力発電が設置される予定でございます。ちょっと見にくいんですけども、表でございますように、真ん中の15メガワット機がそれに近いものでございまして、大体高さが250メートルぐらいになるようなものでございまして、名古屋駅にあるような高層ビル群の高さが大体250メートルぐらいですので、あれぐらいの高さのものが建ってくるということが見込まれると考えておるところでございます。

そして、次おめぐりいただきまして、17ページですけども、この着床式の洋上風力につきましては、大きく作り方としまして、基礎を立てて、その上に風車を乗せると2段階に分かれて工事をする形になります。基礎設置部、一番上の図4の2の(1)ですけども、基礎設置の時には、こちらに書いてあるような形で、物の資材置き場という意味も含めまして、こういう利用が見込まれるということでございまして、風車・タワーの設置については、ブレードやナセルといった機械がこうやって置かれるようなことで利用イメージを記載しております。大体450メートル×460メートルぐらいの土地で、約20ヘクタールということで、先程指定済みの港がこれぐらい使えますよという数字をあげておりますけども、これぐらい必要になってくるということがこの見込図から想定されるところでございます。

おめぐりいただきまして、19ページですけども、こちらは浮体式の洋上風力について記載しております。浮体式は御案内のとおり、まだ技術開発途上ということでございますが、特にこの上の図の4-3にございます浮体部分の基礎、技術開発が今研究

中であるということで、ここにも3つ挙げておりますが、いくつかのパターンが存在します。1つ目がセミサブ型ということで、正三角形の形をしたものなんですけれども、15メガワットを支えるには一辺が100メートルという大きなものが必要であり、下にありますパージ型ということで、四角形をしたものは一辺が52メートル。これは浮力を得るために面積を広くとったもので、もう一つ右側がスパーク型ということで、釣りの浮きみたいな形のものなんですけれども、こちらについては長さで水圧で抑える形のものなんですけれども、長さが100メートル以上のものが必要になってくると形になってございます。こちらの浮体式については、こういった基礎を作って、その上に風車を作りまして、組み立てた上でえい航して設置場所に運んでいくということが今想定されておりますので、先程の据え置き型のタイプ、着床式のタイプとは異なりまして、基礎と風車部分を同時に作るようなイメージをしておりますので、大体スペック的には同じようなものが求められるんですけども、2個必要じゃないかということで今想定されているところでございます。

そういった状況を踏まえた中で、三重県の状況ですけども、21ページですが、四日市港は四日市港管理組合が管理しておりますので、それ以外の19港湾につきまして、今回対象として選定をさせていただきました。

22ページおめくりいただきますと、右側に三重県の状況というところをまとめておるんですが、先程の指定済みの基地港湾のスペックを参考にしまして、三重県の港湾を選定するときの条件を3つ定めております。1つ目が岸壁の延長が180メートル以上。2つ目が岸壁の水深がマイナス10メートル以上。3つ目が岸壁を含む一体的に利用可能な面積が5ヘクタール以上ということでして選定させていただきました。1つ目の岸壁については6港湾、9施設、該当する港湾があるんですけども、2番目、3番目の条件については該当する港湾がないということで、これを同時に満たす必要がございますので、残念ながら19港湾につきましては基地港湾の候補がないということが結論として出ておるところでございます。

また、既存の港湾施設を改修するのが物理的に中々困難でございますので、実際に整備を進める方向としましては、新しく作っていくことが一番の最有力候補になるのかなと考えております。現状ある計画をそれで調査したところ、この1から3の条件を満たす港湾計画については2地区ございまして、津松阪港の伊倉津地区と津松阪港の吹井ノ浦沖地区というものが計画としてはあるよということで、該当するということで結論させていただいております。

23ページにはその図が書いてありまして、伊倉津は津のところございまして、吹井ノ浦というのは、現在の松阪港よりももう少し東側に新しく人工島を作る形で整備するものになってございます。

おめくりいただきまして24ページですけども、三重県の海岸につきましては、

洋上風力のポテンシャルがありますということで図示させていただいておまして、特に④から⑦の数字が振られた海域が 7.5 メーター以上の風況があるということで、特に有望な区域として考えられているところでございます。先程の港湾の整理のところ、下にもう少し文章が書いてあったんですけども、実際、基地港湾というのは、洋上風力を設置する際に必要な港湾でございまして、20 年近い事業をする間、通常のメンテナンスなんかが必要になってきますけども、そういった際にはそこまで大きな港湾は必要ではないことが事業者さんからは求められておまして、むしろ近いところ、ウインドファームに近いところに整備してほしいというような要望がこれまでのウインドファームの実施地域からの聴き取りで聞いておるところでございます。この場合、先程申し上げました風況の良いところというのを想定しますと、三重県の場合でしたら鳥羽港であったり、浜島港というものがございまして、そういった港につきましては、実際のメンテナンスなんかに使いたいということで、発電事業者さんから整備を求められる可能性があるということで御案内させていただいております。

最後に 25 ページなんですけれども、こちらは洋上風力発電設備に向けた手続、業務フローをまとめたものでございます。真ん中、県促進区域って書いてあるものがございまして、こちらが再エネ海域利用法に基づく法的な手続でございまして、こちらは県がすることになっております。そのスタートは国への情報提供ということで、この海域に洋上風力を進めていきたいよということを国に情報を提供することがスタートになります。ただ、これを提供するためには一番上に書いてございまして、市町、地域の合意が形成されていないことには出せませんので、そういった市町長の意向確認であったり、地域の合意形成というものが大事であります、ということがこのフローから見て取れるかと思っております。

また、基地港湾につきましては、そういった要望区域への整理等々進みながら進まない、要件にもございまして指定されませんので、いずれにしてもこの促進区域の取組を取り組んでいくということが重要になるということでございまして、ということで私の説明は以上とさせていただきます。

### 江藤新産業振興課長

続きまして、2 (2) 洋上風力発電に関する取組について、及び、3 太陽光発電施設の導入に関する指導についてということで、雇用経済部から御説明させていただきます。

資料変わりました、資料 3 の方御覧ください。まず、資料 3 の 1 ページからでございます。洋上風力でございまして、先程高島推進監からもございましたけれども、洋上風力発電やっていくに当たっては再エネ海域利用法という法律に基づく手続が必要となってきます。この中において県の役割は、一定の熟度が認められるものに

ついて国に対して情報提供を行っていくということになってございます。情報提供やっていくことで、緑、オレンジ、赤という形で段階が進んでいくという形でございます。この際、県が国に情報提供を行う際は、地域での合意形成が前提となっております。こういった中で、三重県内の地域の合意形成、どういう状況ですかというのが2つ目のポツになってございまして、カラフルな緑から赤とかオレンジとかありますけれども、こちらが風況の状況でございまして、一部志摩半島沖の海域では風況が良いところがございます。一方、地元の自治体においては様々な関係者、具体的には漁協さんとか観光さんとかいうところの意見を踏まえて、検討・判断していくことが必要であるといった考えでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ目お願いいたします。こうした中で県の役割、状況でございますけれども、県としましては、地域さんが判断していただく上で必要な情報を収集し、提供していくということを継続的に行っていくという考えでございます。そうした観点から昨年度、三重県の再エネポテンシャル調査を行いまして、今年6月に関係市町に結果を共有したというところでございます。その結果がこのポテンシャル調査結果といった図でございます。こちら先程の風況を示したのものから、いくつかの条件を除外したところを更にマッピングをしましたという図になってございます。例えば、風速が6.5メートル未満のところを除外したりとか、あとは離岸距離が30キロ以上のところを除外していくと。あとは水深が200メートル以上。これも風力はどうしても底に打ち付けたりする必要がありますので、その工事の関係であまり深いところは避けていくという観点から除外をしております。あとは、景観の観点から国立国定公園に入るものは除外するでありますとか、あとは船の運航に邪魔になってしまいますと、これお互いに支障が出てきますので、海上交通航路31隻以上あるものは除外していくといったところを間引くと、こういった図になっていくということでお示しをしております。

今後の取組でございまして、一番下のポツでありまして、今年度は更に景観面での影響評価をしていくということで、3Dイメージデータを作成していくということをご予定してございます。こちらイメージでございまして、実際に海に並べてみると、こんなふう映っていくよということを作成して、情報提供していくことを今考えております。2ポツの関係は以上でございます。

続きましては、3ポツの太陽光発電、3ページ目お願いいたします。こちら太陽光発電の導入に関する指導についてというところでございます。まず(1)でございますけれども、三重県内で今適正な導入のガイドラインということで作成をしておりますので、その簡単な御紹介でございます。ガイドラインでありますけれども、県が策定してございまして、事業者が実際に太陽光発電の導入を検討していただく際、計画の早い段階からの情報提供でありますとか、法令遵守でありますとか、こうした導入に当

たつての適正な動きをしていただくということを目的に平成 29 年から策定をしております、その後、県内の実情とか、あるいは国の動きとか、そういったものを踏まえて随時改定を行っております、最終の改定は今年 4 月となっております。

具体的な中身がこの括弧書きのポツが 4 つございますけれども、簡単に御紹介させていただくと、まさに最初は企画立案段階からの配慮ということで、環境の調査とか、あと地域との関係構築みたいなのがございまして。2 つ目が設計・施工時の配慮ということで、こちらと同じですけども、施工とかに当たっての周辺環境への配慮といったところがございまして。あと、3 つ目、4 つ目が運用・管理から処分・撤去というところで、保守点検でありますとか、大雨なんかの非常時の対応、そうしたことでありますとか、最後の撤去、廃止、そういったところについても配慮事項ということで事業者に求めているというところでございまして。

現状このガイドライン、少しテクニカルなお話ですけども、太陽光の 50 キロワット以上の発電施設に対して今求めているというところでありますが、2 つ目の丸にいただきまして、昨年度、国の動きとして、電気事業法の改正ございまして、10 キロワット以上 50 キロワット未満の太陽光発電についても電気事業法上の小規模の事業用の電気工作物に指定をされましたので、こうした動きも踏まえながら今後このガイドラインの対象の範囲についても検討していくといったことを予定してございます。

続きまして、(2) 太陽光導入に関する不適切事案及び相談事項等というところでございまして。まず、不適切事案の方でございましてけれども、1 点目ですね。まず大前提として太陽光発電を導入する際、こちらの電気事業法に基づいて特定の責任者を置きましょうとか、あるいは環境アセスしましょうとか、そういった定めがございまして。こういったことのほか、環境アセスの法律とか関係法令に基づく設置義務が求められておりました、違反すればそれぞれに対する罰則が規定されているというところが前提でございまして。これに加えまして、先程御説明申し上げました県のガイドラインですね。これも設けまして、ある意味事前の関係者の説明でありますとか、周囲との共生とか、こういったことも今求めているといったところでございまして。加えまして、県の条例としまして、施行区域が 10 ヘクタール以上のもの、一定の規模以上のものありまして、土地の造成を行うような場合でありますとか、環境アセスメントも別途必要になってくるというところでございまして。現状、県内の事例調べましたところ、不適切事案、多くが自然環境保護条例に抵触するものでありますというところでありました。また、不正といいますか、不適切なことが疑われる場合は、我々の方から国に対しても情報提供を行っているところでございまして、一番重たい罰則としては、この F I T 認定の取り消しということで、固定価格の買い取り、これに対する取り消しをしますというところでございまして、確認したところ、そこまで至った事例は今のと

ころないというところでありました。

続きまして、4ページ目お願いいたします。相談事項というところでございます。現状、太陽光発電に関する問合せ、当課にも日々数件ございますというところであります。多くは導入に関する補助金の支援に関するものが大いにございますが、2割程度は苦情の相談ということできてございます。苦情の中身でございますけども、2ポイント目行っていただきまして、大体3つぐらいに大別されるかなというところであります。1点目が施設の敷地境界守っていないかというところ。2つ目が切った草木が自分の土地に捨てられたといったところで、3つ目が一番多くございますけども、事業説明がないというところが多くきてございます。我々県の対応としましては、こうした御相談を受けましたところ、例えば事業説明がないといったところでありましたらば、事業者に対して周辺住民きちんと説明をしてくださいということ促していったりとか、あと説明を明らかにしていないと疑われるような場合は、国に報告をしていくとか、そういった対応を今やっているというところがございます。駆け足で恐縮ですが、我々からの御説明は以上となります。

#### 津田座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、質疑等がありましたらお願いいたします。

#### 廣委員

洋上風力の候補地というか、今鳥羽港のところと浜島港と南伊勢、こういうふうには3つですか。というふうは今絞り込まれているというふうに考えていいんでしょうか。

#### 高島推進監

今おっしゃっていただいたのが資料24ページのところでございますね。洋上風力という発電設備を作る場所としましては、当然海域でございますので、この丸数字で書いて区切ってあるこの海の面積のところ、こういったところに建てるとうまく発電できるじゃないかということで、この色が着いているところがまず洋上風力を建てるための良い場所じゃないかということで図示しております。

あと、鳥羽港とか浜島港は港湾の方でございまして、実際にその洋上風力ができたときにメンテナンスが必要になりまして、当然、海の上ですから船でいかないといけないものですから、その港湾としての候補としては近いところがベストでございますので、鳥羽とか浜島が対象になるのではないかと、そういう形で整理しております。

#### 廣委員

南伊勢というと大きな港湾がないわけであって、それから比べればやっぱり鳥羽とか浜島の方が確率が高いというふうな考え方でいいんでしょうかね。

### 高島推進監

おっしゃるとおりでございます。

あと、条件としましては、水深をマイナス5.5メートルというところにも条件として加えさせていただいておりますので、そういったところで南伊勢町の港湾は入らないってところで判断させていただいております。

### 廣委員

結構です。

### 津田座長

ほかにございますか。

### 野口委員

ちょっと確認なんですけど、これ事前説明とか事業説明がないとかいろいろあったんですけど、住民が反対するとかありますやんか、当然。結局100%賛成というわけにいかないと思うんですけど、そこら辺の確認とか認定とか、それはどういうふうな判断で、県としては。

### 江藤課長

今のは太陽光の御質問でよろしかったですか。

御指摘のとおり、100%賛成とか、要は中々難しいのかもしれませんが、実際に御説明を発電事業者の方にもしていただいて、まずは理解を得ていただくというところがあります。それで事業の場所を少し変えていくとか、あと太陽光のパネルの向き、例えば直接こうしてしまうとまぶしいとかいうことがあるので、それを少し変えましょうとかいうことで御理解いただく場合とかもありますので、まずはその対話をしっかりやっていくというところからはじめのところかなと思います。

### 野口委員

とは言いながら、絶対嫌やという方が見えますやんか。対応できないわね。そんな向きとかがあったり、ということは100%っていうのがあり得んということが言いたいけど、太陽光自体反対という人にとったら、それは絶対。だからそこらへんの県が認める認定とか、そういうのはどういう判断。例えばもう1人でも反対だったらもう

作らないというわけではないんやと思うけど、そこら辺の基準というのは作ってあるのか。これはもう一つ洋上の方もあるんですけど、洋上の方もこれ当然、漁業組合と観光、自治体、これもあると思う。そこら辺の判断はどういうふうに判断するのかというのがあると思う。漁業組合でも漁業組合としては賛成だけど一部の人反対してます。だからどうすんのやと。もう切り捨てるんかどうかという。方向としてはもうある程度了解もらえばやらざるを得んと思うんだけど、そこら辺の反対する人たちへの対応、どこまで許容するのか。それとももう全て100%もらうのか。そこら辺の対応というのはどういうふうに対応されているのか。

### 江藤課長

ありがとうございます。

まず太陽光の方でございますけれども、おっしゃったように、1人でも反対すれば逆にできないのかと申し上げますと、必ずしもそういうふうにはなってございません。ある意味、普通の工場とか建物の立地と同じような考え方かなと思ってございます。県といたしましては、まずその発電事業者に対してしっかりと地元の理解を得るように御説明を繰り返していただきたいということをお願いしていくという立場であります。

続きまして、風力の方につきましても基本的には同じ考えでありますけれども、先程ありました、この再エネの海域利用法という法律が2018年か2019年にできました。それ以降は協議会というのを立ち上げて、関係するステークホルダーの方、先程の漁業とか観光とか、地元の住民さんとかいう方を交えた場で、その風力の在り方を考えましようというところで、影響がありそうであれば、例えば漁場と被ってしまうのであれば場所を少し移しましようとか、そういうことを話し合っ決めていく、そういった枠組みになってございますので、ある意味これまでのように勝手に作って支障がありますということではない仕組みに風力の方は今やり始めています。法律ができてから関係する方々を一堂に集めて、その中で、場所とか折り入れる条件とかを話し合っ決めていく、そういった枠組みになっておりますので、無理やり作るとか、そういうことは基本的にはないような仕組みに一応なっております。

### 野口委員

最後にさせていただくんですけど、僕らが一番心配しているのは業者、要するに今業者さんみえたけど、業者の場合も大きな企業もあれば小さな企業もだし、あと投資を目的とした業者さん、太陽光も含め結構ある。作るのは作っていただきました。ところがもう3年、5年後には業者が変わってました。その対応はしていただいとるようには思うんですけど、業者が変わると、いやそんな聞いてないとなるんで、そこら辺の対応は当然していただいとると思うんですけど、そういう対応も全部入れた上で

の業者が移動した場合でも対応できるやり方、罰則とかそういうのを作っていただいとるって解釈していいんですか。

### 江藤課長

御理解のとおりです。少なくとも国のまずF I T制度についてしっかりと対応することを求めていますし、あとはいなくなった場合、いわゆるごみになっちゃいますので、それ処分するための積立費用とかというところも今新しく積み立てをするように求めたりしていますので、そこは変わったとしても認定した事業者に対して求めていくということになっていきます。

### 野口委員

ありがとうございました。

### 津田座長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ、これで政策企画部及び雇用経済部関係の聴き取り調査を終了いたします。当局には御苦労さまでございました。

次に、環境生活部及び農林水産部の職員が入室しますので、執行部入れ替えの間、着席のままお待ちください。

すいません。少し5分ぐらい休憩させてもらいます。

(休憩)

### 津田座長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、当局より御説明願います。

### 窪田地球温暖化対策課長

最初、資料4について、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業についてということで御説明させていただきます。資料4を見ていただいて、まず1枚目開けて、資料1、こちらの方に基づいて御説明させていただきます。この事業については国の制度になっておりますので、国の法制度の説明資料で説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、横で見て右下のところ1ページのところになります。地域脱炭素化の政策の背景といたしましては、2020年に菅総理による2050年のカー

ボンニュートラル宣言がまずスタートになって、国と地方が協働、共創して 2050 年までにカーボンニュートラル実現するということを目標に、2021 年 6 月に地域脱炭素化ロードマップというものが策定されています。この下の図を見ていただきますと、脱炭素ロードマップについては、2025 年までに少なくとも 100 か所、脱炭素先行地域ということで、民生部門におけるカーボンニュートラルを実現する地域を選んで、それをドミノ式に広げていくというものになっています。現在、第 3 回までの認定が終わっておりまして、32 道府県で 83 市町村、62 の提案が今採択されている状況で、残念ながらまだ三重県には応募はされているところですが、採択されている事案はないような状況です。これを受けまして、法の改正が行われまして、地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域貢献に資する再生エネルギーの事業を促進するために、地域脱炭素化促進事業という制度が創設されたところです。

次のページをお願いします。地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が必要不可欠になっているところですが、再エネ事業についてはこの右の下を見ていただくとわかるように、全国的にもいろいろトラブルが起こっているような状況です。国の方でも 2050 年のカーボンニュートラルを目指すということをおっしゃっておりまして、地方公共団体においてもそれを確実に進めるために、地方の公共団体の実行計画を拡充して地域脱炭素化促進事業ということで、地域の環境保全と地域課題を解決に資する再エネを活用した事業を推進する仕組みが作られたところです。

次のページを見ていただきますか。3 ページになります。地域脱炭素化促進事業の仕組みといたしましては、まず市町村が再エネを促進する区域を定めて、再エネ事業に求める環境の保全であるとか地域貢献の取組を、先程言いました計画の中に位置づけることとしております。制度全体イメージとしては、まず国の方が全国一律の環境配慮基準を策定すると。それを受けて都道府県、県の方が地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準を策定することとなっています。これを受けて、市町の方が促進区域を策定することになっています。

4 ページを見ていただけますか。温室効果ガスの排出削減とか再エネの利用促進に関する目標をこの事業の中には定めていくことになりますが、それと合わせて市町の方は地域の脱炭素化のための取組とか、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を位置付けて、地域脱炭素化促進事業の計画として認定する要件とすることができるとなっています。下のところに法の定めがありますけれども、第 21 条第 5 項のところに、市町村はということで促進事業に関する次の事項を定めるというふうに定められていることとなります。

ちょっと飛んでいただきまして、右下のところ 7 ページのところ、促進区域の設定というところを見ていただけますか。まず先程も言いましたように、国と都道府県の基準を受けて、市町村の方が環境保全や社会的配慮が必要なエリアを踏まえて、自

然保護区域とかその他の考慮すべき区域を除外したエリアから促進区域を設定することになっています。それは市町村の実行計画に位置付けられます。それを受けて、そういったものをする事によって、まちづくりの一環として取り組んでいって、広域的なゾーニング、ポジティブゾーニングのような形が促進区域でしていくことを考えています。この下の横のグラフのような図を見ていただきますと、まず国の基準で除外すべき区域、例えば自然公園の特別保護区域とか、そういったものは除外すべき区域として入れます。都道府県の方がまたそれを受けて、国の方が定めた除外区域を除いたところの中で更に除外区域を定めると。例えば風致地区であるとか、森林法に定める保安林であるとか、そういったものを定めています。また、市町の方はそれから更に環境の保全の観点から地域の実情に応じてエリアを除外していただいて、促進区になる候補のエリアを設定するというふうになっています。残念ながら三重県には今その促進区域になるエリアというのは設定されていない状況です。

ちょっとまた飛んでいただきまして、右下の 12 ページのところを見ていただけますか。地域脱炭素化促進事業化制度の活用による利点と効果ということで、まず事業者の利点としてはワンストップ特例の活用ということで、事前にこれは市町の方が廃掃法であるとか農地法、温泉法なんかの手續について窓口の一元化を図るということが求められています。そのため、煩雑な手續が窓口一本で済むと。あとは、環境アセスの手續の一部省略ということで、法に基づく環境影響評価の場合は配慮書という一番最初の手續があるんですが、そちらの方が適用されないということになります。また、地方公共団体の効果としては、地元関係との合意形成という、これは事前に関係者との協議会なんかを作って地元合意を図った上で区域を指定しますので、未然のトラブルの防止につながると。あと、地域環境とか地域資源の保全ということで、環境破壊を防止したりとか、地域共生型の事業を実現することが可能になると。あと、社会貢献であるものについては、例えば地元雇用を創出するようなものを計画の中に定めていくことによって地域の貢献を求めることも可能になっています。

次のページを見ていただけますか。現在の市町村の促進区域の設定状況ですけども、ちょっと資料が古いですので4地区になっておりますが、現在 12 市町村になっています。一番近いところは岐阜県恵那市が定めておりますけども、これを見ていただくとわかりますように、大半が開発を伴わないところについての促進区域として定めています。例えば、公共用施設の屋根であるとか、住宅の屋根、あと公共用地なんかですね。既に一定の合意形成が進んでいるとか、合意形成が必要ないところが定められているもので、現在 12 市町村の中の 10 市町村はそういった形で定められている状況になっています。この促進区域を定めることによるメリットのもう一つとしては、脱炭素先行地域というのが全国 100 か所で選ばれることとなりますけど、その選定の評価の一つとなっています。これ選定されますと、最大 50 億、5 年間で交付金の対

象になります。もう一つは、重点対策加速化事業で、県の方も今これを利用してもらいながら太陽光発電施設の設置なんかを進めているところですけども、市町村の場合は上限が15億円なのが20億円にまで拡大されるというメリットがあります。

それ以外にも、次の15ページを見ていただきますと、環境省の補助事業の採択をされる時の優先採択、加点の対象になるということで、促進区域を設定してこの事業を入れることによって、比較的補助金であるとか交付金の活用が容易になるということがメリットとしてあります。

次に、2番目の三重県地球温暖化対策総合計画に記載されている促進区域に関する三重県基準についてということで、右下の19ページのところ、縦の表になりますけど見ていただけますでしょうか。今年度の3月に改定しました三重県地球温暖化対策総合計画の中で新たに、先程言いました促進区域に関する三重県基準を定めております。国の基準は先程もお話させてもらいましたように、自然環境保護法による原生自然環境保全地域であるとか自然環境保全地域とか、特に自然環境とかそういったもので守らなければいけないところを促進区域に定めない区域としております。

次のページを見ていただきまして、(2)三重県基準というものになりますが、まず基準の対象になる施設についてですけども、令和4年、昨年度にこの計画の改定の時に、市町全部に調査をさせてもらいまして、市町の方から太陽光については促進区域を設定する可能性があるというのが15ぐらいありまして、あと風力が2ぐらい、あとバイオマスとか小水力発電が3ぐらいありまして、とりあえず風力が一番今後可能性が高いかということで、風力からまず設定しております。1号基準としては、まず森林法に基づく保安林であるとか地域森林計画対象民有林とか、あとは都市計画法による風致地区であるとか、条例でいきますと、三重県自然公園条例に基づく特別保護区域であるとか、海域公園区域、特別地域ということで、大体三重県のほぼ9割ぐらいのところはこの部分で関わってくるのかなと思います。それ以外に第2号基準として市町が考慮すべき区域、事項ということで、例えば騒音に対する環境への影響ということであれば、学校とか病院等については配慮するようということも定めております。この促進区域についてなんですが、ここはあくまで促進区域を定めることができるということであって、促進区域にならなければ施設が設置できないというわけではありませんので、あくまでポジティブゾーニングというような考え方になっております。

### 中島資源循環推進課長

それでは、私の方から使用済み太陽光パネルに係るリユース・リサイクルに関する取組について御説明いたします。

右下の24ページ目を御覧ください。1の現状と課題につきましては、太陽光パネ

ルは、エネルギー自給率の向上や気候変動問題の対策の観点から、平成 24 年の固定価格買取制度、以下 F I T 制度と言いますけれども、を契機として急速に普及してきました。一般的に太陽光パネルの寿命につきましては、20 年から 30 年とされていることから、図 1 のとおり、2030 年代半ば以降には使用済み太陽光パネルの廃棄物が増加すると予想されており、環境省の推計では全国で年間 50 万から 80 万トンが排出されると想定されています。このような中、国では使用済み太陽光パネルの適切かつ効率的なリユース・リサイクルに向けて、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインなどの策定、リサイクル設備の導入補助などを実施するとともに、令和 5 年度には経済産業省と環境省が合同で再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルの在り方に関する検討会を設置し、太陽光発電設備等の再生エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討が進められているところでございます。

25 ページ目を御覧ください。使用済み太陽光パネルは災害や故障等により排出されているものの、現状排出量はまだ少なく、環境省の調査によると、回収された使用済みパネルの多くがリユース・リサイクルされ、図 2 の上段のフローの赤字のラインのとおり、リサイクルされた後の残渣が最終処分されている状況です。

一方で、将来の大量廃棄等に対する地域の懸念は高まってきており、今後地域ごとの排出量や処理能力に応じた計画的な対応が必要となってきます。また、資源循環や最終処分量の削減の観点から、既にフレームのアルミリサイクルは進んでいるものの、セルに含まれる銀などの有用金属の回収や総重量の約 6 割を占めるガラスのリサイクル促進など、素材ごとのマテリアルリサイクルに向けた取組、つまり図 2 の下段のフローに示したとおり、コード選別リサイクルや国内でのリユースの促進に向けた取組が課題となっております。

26 ページ目を御覧ください。2 の県の取組の状況につきましては、県内においても F I T 制度による設備認定を受けた太陽光パネルの普及が進んでおり、発電事業用の発電設備、10 キロワット以上になりますけれども、の導入件数では、表 1 のとおり、全国 8 位、導入容量で全国 5 位となっておりますが、県内における使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクルに特化した設備の導入は進んでおらず、将来の大量排水を見据えた効率的かつ適切なリユース・リサイクルの促進や、より高度な資源循環に取り組んでいく必要があると考えております。

このことから、県では、みえ元気プランにおいて 7 つの挑戦、脱炭素化等をチャンスと捉えた産業振興に位置付け、ゼロエミッションみえプロジェクト推進方針に基づきまして、使用済み太陽光パネルの循環的な利用に係る取組を進めていくこととしております。使用済み太陽光パネルは設置場所やパネルタイプ、排出要因によりその排出源が多様で、県内における具体的な排出実態やリユース・リサイクルを含む処理の

状況が不明であることから、令和5年度には、現在の排出状況や処理実態、将来の排出量の見込みを把握する調査を実施しているところでございます。

また、産業廃棄物税を活用し、より高度なリサイクル体制の構築に向けた事業者による試験研究や設備導入に対する経費を助成する制度を設けているとともに、県試験研究機関と連携し、ガラスを含む再生資源のリサイクルに取り組む事業者に対して助言を行っているところでございます。

27 ページ目を御覧ください。3の今後の対応方針につきましては、先程申しましたゼロエミッションみえプロジェクト推進方針に基づきまして、令和5年度に実施している実態調査等の結果を分析し、発電事業者、リユース・リサイクル事業者、解体業者等と連携し情報共有を図るとともに、将来の本格的な処理に向け効率的な回収やリサイクル・リユースの体制構築について検討を進めていきたいと思っております。

また、ガラスや有用金属のマテリアルリサイクルが進むよう、引き続き高度なリサイクル体制の構築に向けた財政支援を進めるとともに、事業者、県試験研究機関と連携し、再生利用に係る調査・研究を推進するなど、関連産業の新たな参入を促したいと思っておるところでございます。私からの説明は以上となります。

## 窪田課長

それでは、続きまして、環境アセスメント制度についてということで、まず(1)環境アセスメント面制度の概要ということで、28 ページを御覧ください。

環境影響評価、環境アセスメントについては環境影響評価法、または三重県環境影響評価条例に基づいて、一定規模以上の発電施設については条例アセスメントの対象となっています。28 ページの5番の発電所(電気工作物)というところを見ていただけますでしょうか。水力発電から風力発電において、一定規模以上のものについては法のアセスの対象になりますし、右側のところで条例の対象となります。太陽光発電施設につきましては、令和2年4月から法が改正されておまして、新たに環境影響評価の対象となっております。出力が3万キロワット以上のものが法のアセスの対象で、環境影響評価条例については20ヘクタール以上、または10ヘクタール以上のものについては簡易的な環境アセスメントというものの実施が必要になります。風力発電につきましては、3万7500キロワット以上のものが法になりまして、出力7500キロワット以上のものが条例のアセスの対象となります。

続いて、29 ページを見ていただけますでしょうか。これが一般的な発電所に係る環境影響評価の手続フローになります。まず、法に基づくものについては、一番上の計画配慮段階の配慮書というものから始まりまして、次、方法書、続いて準備書、評価書と続いて、最後にそういったものが全て終わった後に報告書というものが出てくることとなります。その間に一般的には、一般県民の方の意見等はまず配慮書の段階で

一度と方法書の段階で一度、最後に評価書、準備書の段階で一度提出していただくことができ、我々自治体の方からの意見についても同じようにその3回の時に環境省等を通じて意見を出すことができます。条例につきましては、この配慮書の部分がないような形になりますので、方法書から始まり準備書、評価書というふうに移っていきます。簡易影響評価の方については準備書から始まって、評価書に行くような形になりますので、一度御意見を県民の皆さんからいただくことになります。

続きまして、現在の三重県内の太陽光発電所及び風力発電所における環境アセスメントの事例についてですが、31 ページを御覧ください。これまでに太陽光発電に係るアセスメントの対象としては11 事案ありまして、条例に基づくものが10 事案、法に基づくものが1 事案あります。現在、法に基づくものが今一つ手続中になっておりますので、稼働しているものとしては全部で7 施設が今稼働しており、3 施設が建設中ということになっております。

次に、32 ページの方を御覧ください。こちらは風力発電に係るアセスの対象事案になりますけれども、1、2についてはアセスの対象となる法律の規定の前のもになりますのでアセス自体は今かかってませんが、大規模なものなので一応載せさせていただいているというので、3から13 にかけてが条例または法に基づくアセスメントの対象になっているものです。13 については青山高原風力発電所ということで1 のものと同じでして、リプレースの計画が今立っているということです。計画としては全部で12 計画が風力としては動いているものになります。稼働中のものが現在5 施設で建設中ものが1 施設、残りのものが今条例または法に基づくアセスの手続中ということになっております。私からは以上になります。

## 久保村治山林道課長

それでは、7 番目になります。森林法に基づく林地開発許可等について、資料5 で説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。森林法に基づく森林保全に関する規制の枠組みについて、森林法は、森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の持続培養と森林生産力の増進等を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としています。

左下に移っていただきまして、森林の保全に関する森林法に基づく規制につきましては、森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、保安林制度や林地開発許可制度により森林の保全と適正な利用を図っています。具体的には、公益的機能の発揮が特に要請される森林については保安林に指定し、開発行為を厳しく規制しています。ただし、厳しく規制する一方で、規制に伴う損失補償や税制の優遇などを措置しております。また、保安林以外の民有林における開発行為については、都道府県知

事の権限で林地開発許可制度により規制をしております。

右側の図を御覧ください。森林法に基づく開発規制などの区分です。保安林については権限に応じて、農林水産大臣又は都道府県知事が指定解除を行います。また、保安林以外の民有林、普通林につきましては、開発行為が一定の規模を超える場合は、知事権限による林地開発許可、一定の規模を超えない場合は市町村長権限による伐採届により規制などを区分しております。

2 ページを御覧ください。林地開発許可制度の概要につきましては、開発行為により森林の持つ機能が失われることによる災害の防止を図るため、保安林以外の民有林における開発行為について、昭和 49 年より許可制が導入されました。具体的には開発面積が 1 ヘクタール、太陽光発電施設の場合は 0.5 ヘクタールとなります。を超える開発行為について、災害の防止など 4 つの要件を満たす場合、都道府県知事が市町村長の意見を聞いた上で許可することとしています。

1 番になります。林地開発許可の対象となる森林は、保安林等を除く地域森林計画の対象となる民有品です。2 番にいきまして、林地開発許可の対象となる開発行為は、土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる 1 ヘクタール、太陽光発電施設の場合は 0.5 ヘクタールを超えるものが対象となります。右側の 3 番になりますが、林地開発許可の要件として、都道府県知事は事業者からの林地開発許可申請が災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の 4 つの要件について基準を満たしているか、審査を行います。災害の防止は、開発行為により周辺地域において、土砂の流出、または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないことを土工、擁壁、排水施設、のり面保護等に関する基準により審査を行います。水害の防止は、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないことを洪水調節に関する基準により審査をします。水の確保は、開発行為により、周辺地域の水質、主に濁りになります。水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないことを水量の確保、水質の悪化の防止のための措置に関する基準により審査を行います。環境の保全は、開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないことを残置森林等の割合及び配置に関する基準により審査をします。以上、4 つの要件について審査をし基準を満たしていると認められる場合には、許可しなければならないことになっております。

また、4 番ですが、許可をしようとする時、都道府県知事は、都道府県の森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければなりません。これは開発行為に伴う森林の公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすのかの技術的・専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意思を十分に反映した判断を行うためのものであり、聴取した意見は許可や許可に付する条件を決定する際に考慮する必要があります。

3 ページを御覧ください。林地開発許可に係る手続は、図のように 1 番から 10 番

の手順となっております。まず、2番のところで、事業者から提出された申請書を受理し審査を始めますが、4番のところ、先程申しましたが、都道府県森林審議会には、開発行為に係る森林面積が一定規模以上の申請について諮問することとなっております。審査の結果、許可基準を満たしていることが認められる場合には、5番で許可をしなければならないこととなっております。許可後、8番のところで開発工事が完了し、9番で事業者からの完了届の提出がありますと、10番で都道府県の担当職員が完了確認を行い、問題がなければ林地開発許可制度に関する手続は終了となります。なお、無許可開発や許可条件違反、申請と異なる内容での開発に対して、中止命令や復旧命令の監督処分を行うことができます。また、監督処分に従わない場合は、告発や行政代執行の対象となります。また、監督処分命令に違反した者への罰則として、右下にありますように、懲役または罰金に処することができるとなっております。

続きまして、4ページを御覧ください。林地開発許可制度の見直しについて御説明いたします。令和4年9月に森林法施行令及び施行規則が改正をされまして、令和5年4月1日から施行、適用されております。主な改正内容としまして、都道府県知事の許可が必要な開発行為は、今まで1ヘクタールを超えるものでありましたが、太陽光発電施設の設置を目的とした場合は0.5ヘクタールを超えるものについて許可の対象となるということが追加をされました。また、申請時には防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を有することを証する書類を添付することが新たに義務付けられました。

5ページを御覧ください。森林法施行令及び施行規則の改正に伴い、林野庁長官名で、開発行為の許可基準等の運用について、が令和4年11月に新たに制定され、令和5年4月1日から適用されております。ここでは、都道府県における審査時や許可に伴う事務についての要件が新たに示されるとともに、過去の複数の通知の内容をまとめて整理がされております。

主な内容を御説明いたします。開発行為全般に係る内容としまして、まず洪水調整池の容量算定に用いる雨量について、より安全を期するため、30年に1度の大雨が降る確率を、50年に1度の大雨が降る確率に替えて用いることができることが示されました。この要件を満たすことにより、洪水調整池の容量が大きくなり、洪水時の調整能力の向上が期待できます。

次に、開発完了後の防災施設の維持管理方法を明らかにすることが示され、この要件により適切な維持管理による防災機能の持続が期待できます。次に、開発規模の確認は、実施主体、実施時期及び実施箇所のそれぞれについて、開発行為の一体性の考え方により判断することが示され、この要件により、開発事業者が林地開発許可申請を逃れるために行う開発規模の分割などの抑制が期待できます。次に、緑化について植生が定着しないおそれがある場合には、一定期間の経過観察を行った上で完了確認

をすることが示され、この要件により確実な緑化を求め、確認することで、土砂の流出の防止が期待できます。次に開発に当たり、防災施設の設置を先行させることとし、設置した防災施設の確認を行うまでの間は、開発行為は行わないよう指導することが示され、この要件により開発行為に伴う災害の未然防止が期待できることになりました。

続きまして、6 ページを御覧ください。太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、特出しで次のとおり示されております。計画時点において、太陽光発電事業終了後に発電施設を撤去し、開発区域を原状回復する計画となっている場合は、原状回復方法などについて明らかにすることが示され、この要件により計画的な現状の回復が期待できます。

続いて、設備を設置する斜面が急勾配である場合には、可能な限り掘削を行わず、擁壁または排水施設等の防災施設を確実に設置することが示され、この要件により災害の起こる可能性が高い急斜面における災害防止が期待できます。

次に、地表が太陽光パネルなどの不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設断面の決定に用いる流出係数、降った雨がどの程度河川などへ流下するかを示す係数ですが、これを 0.9 から 1.0、裸地相当で降った雨量のほとんどがそのまま流れ出るという値になります、とすることが示され、この要件により排水施設の断面が大きくなり、雨水を円滑に流すことができるようになることから、洪水の発生や開発地からの土砂の流出などを防止することが期待できます。

次に、尾根部は原則として森林を残置すること。また、開発後に太陽光を確保することを目的として、残置森林などを過度に伐採することがないよう、あらかじめ開発後の樹木の成長を考慮した配置計画とすることが示され、この要件により、山間部における良好な景観の形成や開発の過度な伐採の抑制が期待できます。

次に、開発許可の申請前に住民説明会の実施など、地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましいことから、審査に当たり、取組の実施状況を確認することが示され、この要件により、開発事業者による住民説明会などの地域住民の理解を得るための取組の促進が期待できます。

最後に、7 ページを御覧ください。再生可能エネルギー施設の設置に係る林地開発許可の事例についてということで、三重県における再生可能エネルギーに係る年度別の許可実績を示してございます。三重県では、林地開発許可において、再生可能エネルギー施設の設置に係る許可を平成 13 年度に初めて行いました。最初の許可から昨年度までの約 20 年間における再生可能エネルギーに係る許可件数は 68 件、うち太陽光発電設備の設置は 64 件になっております。平成 27 年から 28 年がピーク、それから平成 26 年から令和 2 年までは、年度における全林地開発許可件数の半数以上を太陽光発電設備の設置が占めていましたが、令和 3 年以降、その割合は減少している状

況にございます。私からの説明は以上です。

#### 津田座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑等がありましたらお願いいたします。

#### 小林委員

質問というか確認なんですけども、太陽光の設置促進区域なんですけども、三重県ではまだそういうところはないってことなんですけども、先程この重点対策加速化事業 10 億から 20 億、これを活用してって言われたんですけど。その上の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の 200 億円を活用して今いろいろされてるって言ったんですけど。

#### 窪田課長

14 ページのところになるのかと思いますけれども、よろしかったですでしょうか。脱炭素先行地域に選定されると、この 200 億円を使って、1 事案について 50 億円を上限に 5 年間交付金の対象になると。

それとは別に重点対策加速化事業ということで、この脱炭素先行地域ではなくて、市町とか県も含めてですけど、重点的に脱炭素に対する取組をする場合について、都道府県については 20 億円、市町については 15 億円の対象になり、この促進区域を定めることによって促進区域の事業を行うことで 5 億プラスされて市町についても 20 億の対象になるということです。

#### 小林委員

そうすると、促進区域に想定されると両方一緒に使えるってことでよろしいですか。

#### 窪田課長

促進区域にまず指定されると、脱炭素先行地域というのは促進区域に指定されたものが評価点の一つになるっていうだけですので、必ずイコールにはならないということになります。

#### 小林委員

わかりました。

ちなみに、この先行地域というのは三重県にはあるんでしょうか。そういう設定み

たいなものが。

### 窪田課長

残念ながら今のところは 32 都府県で認定されますけども、三重県では今のところはない状況ですね。

### 小林委員

その先行地域があって、その中の評価いろいろあって促進区域に発展すると、そういうような流れでいいでしょうか。

### 窪田課長

必ずしも促進区域が脱炭素先行地域とリンクするということではなくて、まず各市町さんの方が地域課題の解決であるとか、公用地の有効活用をして、民間の事業者における太陽光発電であるとか風力発電、そういった再生可能エネルギーの導入と合わせて、地域貢献であるとか環境保全活動であるとか雇用創出だとか、そういった課題を解決しようとするものについて、地域脱炭素化促進事業として指定するというか、計画をすると。その事業について、どこの場所でやりますかっていう場所が促進区域ということになります。促進区域に指定したり、地域脱炭素化促進事業制度を活用することが必ずしも脱炭素先行地域になるわけではなく、脱炭素先行地域がもうちょっとかなり大きな意味合いで、一定の地域・エリアについて、民生部門について 2050 年を待たずにカーボンニュートラルを実現する地域を指定しておりますので、必ずしもイコールではなくて、あくまで脱炭素先行地域に応募するための一つの利点といったらいいんですか、そういったものがこの事業になります。

### 小林委員

ありがとうございました。

### 津田座長

ほかにございますか。

### 長田委員

林地開発のところの太陽光のところでも聞きたいんですけども、6 ページのところですが、上から 2 番目の斜面が急傾斜である場合には可能な限り掘削を行わずってあるんですが、掘削行わんだらどうやって。

### 久保村課長

可能な限りですので、表面の整地とか、大きく土をいじりますとやっぱり土が緩みますので、なるべく緩まないようにというぐらいの感じになります。

### 長田委員

盛り土ではないんですよね。

### 久保田課長

はい。掘削ですので削るほうになります。

### 長田委員

削る断面を小さくせいと、そういうイメージですね。土を持って平たんにするのではなくて、削る断面を少なくしなさいというイメージというのですか。片方を削ったらそれをどっかに盛ることになると思うんですけど、そうするとそれが流れていかへんかと思うんですけど。

### 久保村課長

斜面に多分貼り付けるというのはできないので、その緩いところに、基準では 30 センチの厚さで、盛り土の場合は 30 センチの層で締め固めよということになっていますんで、緩い部分のところでそういった平らにするということはあるかと思います。

### 長田委員

わかりました。

その次のところですが、流量係数 0.9 から 1.0 ということで、これは開発地から水がスムーズに流れていくようにするっていうイメージなわけですね。

### 久保村課長

この数字は、まずこの 0.9 から 1.0 というのは、降った雨が 1.0 降ったものがどのぐらいその時間で流れ出すかっていうことですので、パネルですともうツルツルですので水が染み込むことなくいってしまうので、なのでこの計算をする、これを用いることによって、降った雨がそのまま下流へ流れますので、排水の断面をそれを受けられるだけちゃんと大きく取りなさいよという計算結果になるということです。

### 長田委員

それはわかるんですけど、排水流した先が対応が多分できてないと思うんですけど、

その辺のところ、例えば調整池を作りなさいとか、そんなのはないんですか。

### 久保村課長

そちらにつきましては、そもそも林地開発の5ページの一番上の点にもつながってくるんですけども、規模によって洪水調整池が必要になる場合もございますので、その場合きちんと計算をして出すと。

あと、当然、ここには書いてないんですけども、下流の、例えば河川の管理者であるとか、そういうところともきちんと調整をすることということで、県の方でも事業者に求めております。

### 長田委員

結構作ったときはいいんですけど、大雨が降って土砂が流れてくるっていう太陽光のところは極めて多くて、それで、中に調整池でもないと溜まるんでしょけど、もうそのまま流れてきて、その下の県道であったり国道であったり、そこがもう容量がないという場合は結構多いんです。そうすると、見直しでようけ流すっていうのはその面にとっていいかわかりませんが、先のことを考えたこともなしにしていいのかなという気がするので、その辺の規制はないんですか。

### 久保村課長

今のところ特に規制はないんですけども、例えば今の5ページの上のところの、今までは30年に1度の大雨が降った時に流れ出る水とそれに伴う土なんかを受けられるだけの洪水調整池をっていうことでしたけども、それを50年に1度の大雨ですので、より豪雨といいますか、というのに耐えられるようにというものが今回この変更でなっておりますし、先程の流出係数ですね。これにつきましても、今までもなくはなかったんですが、今回0.9から1.0ということで、そのまま地中に染み込むことはほぼないよというような計算をするということになっておりますので、より下流に対して安全になるということと、それから下流の河川管理者ともきちんと調整をすることが求められております。

### 長田委員

流出係数を1にすることによって、染み込まなかったやつが溜まる、ようけ溜められるように調整池を調整するというのはよくわかるんですが、その後の側溝などを大きくするという意味合いがよくわからないんですけど、側溝を大きくしても下が構えてなかったらどうしようもないんですけど、そこで溜めておくというならわかるんですが、この辺はなぜ大きくなることで防止できるんやろっていう気がするんですけど。

### 久保村課長

これは、側溝でとりあえずその林地から流さないで、林地自体が崩壊するおそれがありますので、まずその部分で側溝の断面を大きくすると。それが下流へ、いわゆる河川の方へそのまま流れていかないように、必要に応じて洪水調整池を設けるということになっております。

### 長田委員

ということは、開発したところの中で側溝を大きくとって、まずはその調整池に入ると。調整池から出す分については、逆に絞るというイメージですか。要するに林地やったときにしか出ないぐらいまで絞って調整池に溜めていくというイメージですね。

### 久保村課長

おっしゃるとおりです。

### 長田委員

わかりました。

### 津田座長

ほかにございますか。

### 野口委員

今のに絡んでくるかわからないんですけど、許可した後、作りました。ところが、不備が生じたり、想定外のことが起こりました。そうすると、当然打ち合わせのためのいろいろ不備を直してくださいとか、時間がかかりかかりますよね。そのうちもう本当に10年、20年、今思えたのは大体いうところと違ってっていう、これも多分かなり法的には整備されたと思う。それでも想定外のことが生じると。地震がありました。そしたらそんなんどうするやと。そういう対応っていうのはどうされとるんですか。想定できてないやけど想定外のことが起こりました。だけど、これは開発したことによって生じたかどうかかわからないけど、これしてなかったら、住民とか、これやってなかったら想定外のことが起こってなかった。というような問題が生じる場合があると思うんです。そういう時の対応とかそんなんは。要するに、後で住民の方が来るわけですよね。こんなんじゃなかったと、想定外やと。その業者の方も多分想定外やと。だけど、現実はどうなってます。これなんとかせなあかんのやけど、じゃあ誰

がやるんやという問題が生じた。よくそういうのが生じてます。それを代執行判断で県がやるっちゅう方法あるんでしょうがそんなことは絶対できないんで、そういう対応っていうのは考えてみえるのか。例えば、熱海でガーと起こして、あんなんどうなんやって。ああいう対応になるんやけど、そんな対応はしてるんかどうか。してなかったらいいんです。どうなんですか。太陽光、風車も絡んでくると思うんですけど。答えられなかったらいいんですけど、そういう想定もしていかないといけないのかなっていう、多分住民の方はそういうこと質問もされるでしょう。そのときどう答えるかなと思ってちょっと聞いた。答られなかったらいいですよ。そんな想定外のことはわからんって言って終わるんやけど。

### 久保村課長

おっしゃるとおり想定外なんであれなんですけども、やはり事業者としてはそういうことが起こらないように計画をしていただくんだと思いますし、県としましても、審査の段階では、そういうことが起こらないように国の示した基準を見ながら審査をさせていただいていますので、万が一のことが起こった場合は、またそれはそれでケースバイケースで事業者と住民さん、それから県も入って話し合いをしていくことになるのかなと思います。

### 野口委員

わかりました。まとまらんということがわかりました。

### 津田座長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

なければ、これで環境生活部及び農林水産部関係の聴き取り調査を終了いたします。当局にはご苦労さまでございました。

ここで環境生活及び農林水産部の職員が退出しますので、着席のままお待ちください。

(環境生活部及び農林水産部職員 退室)

それでは、委員間討議を行います。

本日の聴き取り調査について、御意見のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

なければ、これで委員間討議を終了いたします。

次に、次回以降の検討会の内容について御協議願います。

次回以降の検討会では、再生可能エネルギーに関する有識者の方をお呼びして、意見聴取を行いたいと思います。この件につきましては、正副座長に一任をいただいで

おり、有識者の人選について正副座長で検討した結果、10月18日（水）に、お手元に配付の資料6に記載されたお2人にお話を伺うことで調整いたしました。

それでは、有識者について事務局に説明させます。

### 早川政策法務監

それでは、有識者について説明させていただきます。

資料6の1ページ目を御覧ください。

1人目は、公益財団法人日本野鳥の会 自然保護室 主任研究員の浦達也様でございます。公益財団法人日本野鳥の会は、野鳥の保護活動のほか、自然環境の保全活動、そして政策提言活動も行っている団体でございます。その中で、太陽光発電及び風力発電が与える野鳥をはじめとする自然環境への影響の調査なども行っております。そこで、日本野鳥の会さんで再生可能エネルギーの開発が野鳥をはじめとする自然環境に与える影響などについて調査・研究を行っている浦達也様に再生可能エネルギー施設の設置に伴う自然環境への影響などについてお話を伺いたいと考えております。なお、浦様におかれましてはオンラインによりお話を伺う予定でございます。

裏面2ページを御覧ください。2人目は鈴木猛康先生でございます。先生は山梨大学名誉教授で、NPO法人防災推進機構の理事長をされておきまして、防災の専門家でございます。先生は山梨県をはじめとした防災関係の有識者会議の委員を歴任されております。この度、森林における再生可能エネルギー施設の開発による災害のリスクの増大について述べた著書がございます。題名は「増災と減災、行き過ぎた再生可能エネルギー開発による災害への警告」という本を書かれております。そこで、鈴木先生にお越しいただいて、森林における太陽光発電施設の開発による災害発生リスクなどについて、お話を伺いたいと考えております。説明は以上でございます。

### 津田座長

それでは、浦達也様、鈴木猛康様、以上2名の方を有識者として出席等を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、当日の運営方法等については、正副座長に御一任願います。

### 野口委員

13時からでしたね。

### 議会事務局（丹羽主任）

13時からです。おそらく終了17時くらいになるかと思います。

#### 津田座長

次に、現地調査について御協議願います。

11月中旬に県外の再生可能エネルギーの適正な導入の先進事例等について現地調査を実施したいと考えておりますが、具体的な調査先、日程等は正副座長に御一任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。

なお、この検討会や現地調査をするためには、議員派遣として議決をいただく必要がありますので、御承知おきください。

本日御協議いただくことは以上となりますが、ほかに何かございませんか。

#### 野口委員

視察の日程だけ、決まってきましたよね。

#### 津田座長

これからお話をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

なければ、以上で第3回再生可能エネルギーに関する検討会を閉会いたします。

委員の方は御協議願うことがありますので、そのままお待ちください。

(以上)